



日本水産株式会社と東御市の連携協力に関する包括協定書

日本水産株式会社と東御市（以下「両者」という。）は、相互の連携及び協力に関する基本的事項について、次のとおり包括協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両者が包括的な連携と協力のもと、各々の資源を活用した東御市の食の発展とスポーツの振興を図り、豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次の事項について相互に連携協力するものとする。

- (1) スポーツ振興に資する食の取組に関する事項
- (2) 市民の健康づくりに関する事項
- (3) 経済・産業振興に関する事項
- (4) その他、目的を達成するために両者が必要と認める事項

（実施条件）

第3条 両者は、前条に掲げる事項の個別事業の実施に係る条件及び経費負担等について別途協議し、個別協定を交わすことができる。

（協議事項）

第4条 目的のための具体的な連携・協力の内容、推進方法等は両者協議のうえ決定する。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の1か月前までに、両者のいづれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、以後の更新についても同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じたときは、両者が別途協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、両者が署名捺印のうえ、各々その1通を保有する。

令和2年9月16日

長野県東御市県281番地2

東御市長

佐藤利夫

長野県
東御市
長之印

東京都港区西新橋一丁目3番1号

日本水産株式会社

代表取締役社長執行役員 最高経営責任者（CEO）

的 業 明 世

日本水産
株式会社